

北上地区消防組合職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北上地区消防組合
管理者 北上市長 **八重樫 浩文**

北上地区消防組合規則第6号

北上地区消防組合職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の住居手当に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 給与条例第12条第1項の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公共団体、沖縄振興開発金融公庫若しくは国家公務員等退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で管理者が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</u></p> <p>(2) 職員の扶養親族たる者（給与条例第10条に規定する扶養親族で<u>同条例第11条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。</u>）が所有する住宅及び職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。</u>）、父母又は配偶者の父母で職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p>	<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 給与条例第12条第1項の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>国、他の地方公共団体その他管理者が定める法人から貸与された職員宿舎に居住している職員</u></p> <p>(2) 職員の扶養親族たる者（<u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）</u>）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び給与条例第10条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。